

一般社団法人  
信州子育てみらいネット  
定款

平成27年 3月25日 作成  
平成 年 月 日 公証人認証  
平成 年 月 日 会社設立



# 一般社団法人 信州子育てみらいネット 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 当法人は、一般社団法人信州子育てみらいネットと称する。

### (主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

### (目的)

第3条 当法人は、子育て世代が安心して子どもを預ける事が出来るように預かり保育などの事業を行い安心して働ける環境整備の一助を担い、もって児童又は青少年の健全な育成、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 保育事業
- (2) 一時預かり保育事業
- (3) 地域における子育ての相談、情報提供及び助言事業
- (4) 地域における乳幼児、児童と地域住民との交流事業
- (5) 地域における支援団体とのネットワーク事業
- (6) 子育て家庭の雇用環境を含んだより望ましい子育て環境づくりの事業
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

### (公告)



第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 会員

### (種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

### (入会)

第6条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (経費負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (退会)

第8条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。



(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、特別決議の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 会費の納入が継続して1年以上されなかつたとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。



### 第3章 社員総会

#### (種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

#### (構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

#### (権限)

第14条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び合併
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

#### (開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

#### (招集)



第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。ただし、正会員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)



第19条 やむを得ない理由により社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び社員総会において選任された議事録署名人2人が、署名又は記名押印する。

#### 第4章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- 2 理事のうちから、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
- 3 理事のうちから、副理事長若干名を定めることができる。



(選任)

第23条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長は、社員総会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第24条 理事長は、当法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、社員総会を構成し、この定款の定め及び総会又は社員総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(任期)

第25条 理事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第26条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)



第27条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第28条 理事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

## 第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第29条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第30条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第31条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について社員総会に決定したところに従って行う。

## 第6章 計算

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。



(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を理事長が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第34条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(特別の利益の禁止)

第35条 当法人は、当法人の会員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。



## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第36条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

### (解散)

第37条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

### (残余財産)

第38条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与する。

## 第8章 附則

### (委任)

第39条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

### (最初の事業年度)

第40条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成28年3月末日



までとする。

(設立時役員)

第41条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 山岸裕始

設立時理事 齊藤麻利子

設立時理事 奥津慧

(設立時社員)

第42条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

長野県上高井郡小布施町大字福原1番地

設立時社員 山岸裕始

長野県長野市丹波島1丁目508番地 コーポタカハシA号室

設立時社員 齊藤麻利子

長野県長野市大字柳原1419番地1 柳原団地A2・605

設立時社員 奥津慧

(法令の準拠)

第43条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

附 則



- 当法人の設立当初の理事の任期は、第 25 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

以上、一般社団法人信州子育てみらいネット設立のため、設立時社員 山岸裕始ほか 2 名の定款作成代理人である行政書士成迫升敏は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 27 年 3 月 25 日

設立時社員 山岸裕始

設立時社員 齊藤麻利子

設立時社員 奥津慧

上記設立時社員 3 名の定款作成代理人

長野県松本市巾上 9 番 9 号

行政書士 成迫 升敏





# 同一の情報の提供

提供の日付： 2015年4月7日

公証人： 10030008 仲田邦克



所属法務局： 長野地方法務局

公証役場： 松本公証役場

長野県松本市大手二丁目5番1号

請求対象の登簿管理番号： 15-1003000802000514

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2015年4月7日

請求対象の処理公証人： 10030008 仲田邦克

所属法務局： 長野地方法務局

公証役場： 松本公証役場

長野県松本市大手二丁目5番1号

## 認 証 文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

松 本 公 証 役 場